

第26回（平成28年12月6日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、全員が御出席でございます。

それでは、以後の会議の進行につきましては、堀部委員長にお願い申し上げます。

○堀部委員長 ただいまから、第26回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1「『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）』について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 私からは、議題1「『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）』について」ということで説明させていただきます。

こちらについては、先週11月30日に個人情報保護法についてのガイドラインということで公表させていただきましたけれども、その中で、漏えい等の事案が発生した場合等において、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については別に定めることとしておまして、この別に定めるという内容の案を取りまとめたものでございます。

資料といたしましては、資料1-1で告示案本体、資料1-2で告示案の概要を書かせていただいておりますけれども、主に資料1-2を用いて説明させていただければと思います。資料1-2、横長のA4判1枚のものをご覧ください。

こちらについては、今回の告示の中では主に4つの事項を定めてございます。1つ目は、どんな事案を対象とするのかという「対象事案」。2つ目が、対象事案が生じたときに、事業者の皆様にとどのような対応をとっていただくのが望ましいのかを定めている「対応」というところ。3つ目が、対応の中で一部、委員会等への報告というものも書いてございますので、その「報告先」の話。4つ目が、「報告の軽微基準」ということで、こういった場合に報告は不要ですよといったもので、大きく4つ定めてございますので、それぞれについて簡単に説明させていただければと思います。

まず1つ目の対象事案でございますけれども、基本的な考え方といたしましては、個人情報保護法の中で漏えい等を防止するために安全管理措置を講じなければならないとされているものが実際に漏えいしてしまった、ないしはそのおそれが生じたときを対象事案として定めてございます。すなわち3点ございまして、1点目は、個人データが漏えい、滅失または毀損してしまった場合。2点目が、匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法36条1項の規定により行った加工の方法に関する情報が漏えいしてしまった場合。3点目としては、以上2点について、そういった漏えい等のおそれが生じた場合ということで、大きく分けて3つの事案が生じた場合を、この告示の対象としてございます。

こういった対象事案が生じた場合について、事業者において実施することが望ましい対応ということで、大きく6点、今回の告示案では掲げさせていただいております。1点目は、事業者内部における報告及び被害の拡大防止。2点目が、事実関係の調査及び原

因の究明。3点目が、影響範囲の特定。4点目が、再発防止策の検討及び実施。5点目は、事案に応じてということでございますけれども、影響を受ける可能性のある御本人への連絡。6点目も事案に応じてということでございますけれども、事実関係及び再発防止策等の公表ということで、今回の告示案の中では、個人データの漏えい等が生じた場合は、こういった大きく分けて6点の対応を事業者において実施することが望ましいといった形で書いてございます。

あわせて、こういった対象事案が生じた場合については、個人情報保護委員会等に報告するよう努めるといったことも書かせていただいております。こちらが、この告示の中で事業者の皆様に見望ましい、ないしは努めていただきたい対応ということで示している内容でございます。

続いて、先ほど対応の中で委員会等への報告ということをお願いしましたがけれども、実際の報告先については、このA4の資料1-2の下の真ん中あたりに書いてございます。報告先については、原則、個人情報保護委員会に報告していただきたい。ただし、認定個人情報保護団体の対象事業者の皆様については、所属している認定個人情報保護団体に報告していただきたいという話。そして、「上記にかかわらず」と書いてございますけれども、一部の分野については、委員会の報告徴収ですとか立入検査の権限を関係省庁に委任することを想定してございますが、そういった委員会の権限を委任する分野については、事業者の報告先については別途公表するということの定めを置いてございます。実際には、今後、関係省庁とも調整の上で、適切にその報告先ですとか、分野がどの範囲である、ないしはどういった場合に報告するか、そういったところを適切に整理した上で、委員会のホームページ等でこういった内容については公表することを想定してございます。

最後に、今、対象事案が生じた場合には委員会等に報告と申し上げましたがけれども、さすがに全ての事案について報告を求める必要まではないだろうということで、報告の軽微基準ということで、以下のいずれかの場合は報告不要という整理をしております。1つは、実質的に外部に漏えいしていないと判断される場合。もう一つは、ファクス・メールの誤送信又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合ということで、大きくこの2つについての報告は不要でしょうという考え方でございます。

具体的にこの2つについては幾つか告示本体の中で例を書いてございますので、そちらについて御紹介させていただければと思います。資料1-1をご覧ください。

資料1-1、告示案の3ページ「(2) 報告を要しない場合」ということで、先ほど申し上げました、実質的に外部に漏えいしていないと判断される場合、ファクス・メール誤送信又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合ということで、それぞれ幾つか例を書かせていただいております。

①の実質的に個人データ等が外部に漏えいしていないと判断される場合の例といたしましては、こちらに4点ほど書かせていただいております。1つは、漏れてしまった個人データ等について高度な暗号化等の秘匿化がされている場合。2つ目の例としては、漏れ

てしまった個人データ等が第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合。3つ目の例としては、漏れてしまったデータだけでは特定の個人を識別することが、漏らしてしまった事業者以外ではできない場合。典型的には、会員IDだけが漏れてしまったような場合を想定してございます。ただ、この例の中では「ただし」と書いてございまして、漏えいしてしまった個人データ等だけで、本人に被害が生じるおそれがある情報が漏えい等してしまった場合を除くということで、これは具体的には例えばクレジットカード番号のようなものを想定しているところでございます。4つ目の例としては、個人データ等が滅失または毀損したにとどまって、第三者が漏れてしまった個人データ等を閲覧することが合理的に予測できないような場合ということで、例えば今申し上げた4つのものについては、実質的に個人データ等が外部に漏えいしていないと判断される場合でしょうということで、告示の中で例示させていただいてございます。

もう一つの分類、ファクス若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合、具体的にどのようなものが軽微なものに該当するかということについては、3ページ一番下に1つ例を載せさせていただいております。誤送信又は誤配等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ等が含まれていない場合ということで、例えば典型的には、ファクスで送信者誰それ、宛先誰それ、それ以外に個人データが含まれていなくて、そういったファクスについて誤った先に届けてしまった場合は、誤送信には当たるけれども軽微であろうということで、報告を要しないと整理しているものでございます。

告示案の内容についての説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 御説明どうもありがとうございました。

やはり個人データなどが漏えいするということは、本当にあってはならないことですし、事業者において適切に対応していただくことは大変重要だと思っております。

しかし、大事なことは、漏えいしないように注意喚起をしていくということだろうと思っております。その意味では、当委員会として、実際に発生した事案等を基にヒヤリ・ハットの事例集のようなものを作って、公表して、類似事案の発生を防ぐための注意喚起を行っていくことが大事ではないかと考えております。

○堀部委員長 マイナンバーについてヒヤリハット事例集を作って公表しています。色々なところで参照されているようですので、個人情報についても同様なことが考えられます。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 今、漏えい事案について、今後、我々の委員会と、認定個人情報保護団体が

かなり色々動いていくと思うのですが、こういうことが起きたときに、認定個人情報保護団体と当委員会とが今後どのように連携していったらいいのか、これは非常に重要になってくるかと思っています。ですから、そこの連携の仕方、在り方について、今後しっかりと整理して、混乱のないようにしていただくことが大事かと思っておりますので、その点、コメントですけれども、よろしくお願ひいたします。

○堀部委員長 認定個人情報保護団体は42ありまして、改正個人情報保護法が来年春頃に全面施行されて、当委員会が認定するようになります。その整備は非常に重要なメリットを持ちます。

これでパブリックコメントにかけることとなりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 特に修正の御意見はないようですので、この案でパブリックコメントにかきたいと思ひます。ありがとうございました。

次に、議題2「『事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について』の改正の方向性について」、松本企画官から説明をお願いします。

○松本企画官 よろしくお願ひいたします。

私からは、マイナンバー法に基づく漏えい事案等が発生した場合の報告に関する告示の改正について、御説明をさせていただきます。

まず、個人情報保護法におきます漏えい報告との関係でございますが、先ほども御説明があったかと思ひますが、特定個人情報の漏えい等につきましては、マイナンバー法に基づきます告示に従って報告をすることとされております。

資料2-1の「1. 改正の必要性」でございますが、昨年9月に成立いたしました「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、今回の告示の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。大きく2点ございますけれども、まず1点目でございます。

資料2-2をご覧ください。

現在の報告の方法と、見直し後ということで記載してございます。現在の報告方法でございますが、現在は、個人情報保護法におきます報告方法を前提としておりますので、主務大臣のガイドライン等におきまして報告の対象となる場合は、主務大臣のガイドライン等に従い、主務大臣等へ報告していただくことになっております。そして、報告を受けた主務大臣等から、私ども委員会の方に通知が来るという手順となっております。

他方、主務大臣が明らかでない場合であって、主務大臣等を直ちに特定できない場合や個人情報取扱事業者でない事業者といった場合、また、例えば、マイナンバー法第19条の提供制限違反であるといったマイナンバー法固有の規定に関する場合、こういったものは速やかに私ども委員会に直接報告を頂くこととなっております。

見直し後でございますけれども、個人情報保護法の改正により監督権限が個人情報保護

委員会に一元化されますので、原則としましては、報告先を当委員会へ一本化したいと考えております。その中で、改正後の個人情報保護法の規定により、委員会の監督権限が事業所管大臣に委任されているような分野につきましては、現在、各省と調整をしております、別途また公表させていただきたいと思っております。

資料の1枚目にお戻りいただきまして、改正の内容の2点目でございます。「報告を要しない場合の特例の対象の見直し」という表題をつけてございます。現在、例えば影響ある本人に既に連絡済みである、外部に漏えいしていないと判断される、こういった幾つかの要件を満たす場合には、漏えい等の報告を要しないという特例措置を置いてございまして、その特例の対象となる事業者の見直しということでございます。

現在の告示におきましては、個人情報取扱事業者以外の事業者を対象としております。これは、もともと個人情報保護法の適用がされないような方々に対してまで、先ほど申し上げた要件を満たすような比較的軽微な事案についてまで報告を求めるのは、なかなか難しいのではないかと考えたに基づいて行っているものでございます。

今回の法改正によりまして、全ての事業者に対し個人情報保護法が適用されることになりましたので、今回、その特例の対象となる事業者について見直しを行うことが必要となり、検討を行いました。

見直し後の対象としましては、資料に記載してございますけれども、従業員の数が100人以下の事業者としてはどうかと考えてございます。これは、全ての事業者が個人情報取扱事業者となったとはいえ、中には零細な事業者も当然多数含まれており、先ほど説明したような、外部に漏えいしていないと判断される場合といったような比較的軽微な事案についてまで報告を求めることは、やはりその事務負担が大きいのではないかと考えておりまして、従来の考え方から、対象となる事業者の考え方は若干変わっておりますが、こういった特例は引き続き設けさせていただきたいと考えており、対象者をこのように考えてございます。

以上2点が改正の概要になっておりますので、方向性につきまして、御審議方、よろしくお願いたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 現行の報告先に関しましては、事業者側からしますと、やや複雑で分かりづらいところがあったので、今後、委員会に一元化されるということは、非常に分かりやすくなって、良い方向だと思います。この報告先の変更について、事業者の方々への周知徹底をお願いしたいと思います。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

特に御発言がありませんので、「方向性について」という案になっておりますので、この方向性で更に検討を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○松本企画官 ありがとうございます。

○堀部委員長 次に、議題3「改正個人情報保護法の施行日政令案について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしく申し上げます。私からは、「改正個人情報保護法の施行日政令案について」を説明させていただきます。

資料としましては、3-1と3-2の2点を御用意しております。主に資料3-1に沿いまして、説明させていただければと思います。

「1. 概要」にございますとおり、本件施行日政令案につきましては、改正法の施行期日について、次の2点を定めるものとなっております。①としまして、改正個人情報保護法の全面施行日を平成29年5月30日とするとともに、②としまして、オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る委員会への事前届出の受付開始日を平成29年3月1日とするものでございます。

それぞれこのような日付にする理由につきましては、下の2. で説明させていただいております。

(1) 施行期日①につきましては、改正法におきましては、個人情報保護法と番号利用法をそれぞれ改正してございまして、それぞれの改正の先後関係から、施行期日①は番号利用法の公布の日、つまり平成25年5月31日から4年以内の日付の中で設定する必要があるとございます。これを定めるに当たりましては、全国の事業者に対する周知を徹底し、事業者における施行に向けた準備に必要な期間を確保する必要があることから、必要とされる準備期間を十分確保するため、法令上設定し得る最も遅い日である平成29年5月30日とすることとしたいと思っております。

(2) 施行期日②につきましては、①を平成29年5月30日とすることを受けまして、オプトアウト手続による個人データの第三者提供を行う事業者における準備期間の確保等の観点から、平成29年3月1日とすることとしたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

これは法的にこのようになっていきますので、原案どおり決定し、閣議請議及び官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

次に、議題4「その他」です。1件目は「全国土木建築国民健康保険組合及び東京薬業健康保険組合の全項目評価書の公表について」であります。事務局から説明をお願いします。

○事務局 全国土木建築国民健康保険組合の国民健康保険事務全項目評価書につきましては、前々回の第24回委員会において御承認いただき、また、東京薬業健康保険組合の適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書につきましては、前回の第25回委員会において御承認

いただいたところでは、それぞれの承認の際に御決定いただいた「個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項につきましては、評価実施機関において適切に評価書に反映していただいております。

今般、全国土木建築国民健康保険組合につきましては、11月22日付けで、また、東京薬業健康保険組合につきましては、11月28日付けで、マイナンバー保護評価Web及び評価実施機関のホームページにて評価書が公表されました。

以上をもちまして、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問等ありますでしょうか。

それでは、報告として受けとめておきたいと思います。どうもありがとうございました。

○堀部委員長 次に、委員の渡航承認についてです。熊澤委員が12月下旬に委員会用務外で海外渡航されるとのことですが、この渡航について承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 海外渡航については承認されました。ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては、資料1-1及び2-2についてはパブリックコメントの開始日に、資料3-1及び3-2につきましては官報掲載と同時に、その他の資料については準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 では、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、12月13日火曜日の10時半から、この会議室で行う予定でございます。

資料の取扱いについては、ただいま御決定いただいたとおりに取り扱いたいと思っております。

以上でございます。本日は誠にありがとうございました。